

総務省独立行政法人評価委員会第37回統計センター分科会の
文書開催について（説明）

1 開催の趣旨

統計調査の製表に関する事項の実績評価の評価基準の変更について

平成25年度以降の統計調査の製表に関する事項の実績評価について、前回評価における、「今後は効率化のみならず、これまで以上に質的な評価も取り入れた総合的な評価が行えるよう、業務の性質に応じた評価指標の検討が望まれる」との提言等を踏まえ、評価基準の変更を行うもの。

2 変更内容について

平成25年度以降の統計調査の製表に関する事項の実績評価について、以下のとおり、修正を行うもの。（具体的変更は資料2のとおり）

（質的項目の比重の増加）

これまでは、効率化（要員投入量）と質的評価（満足度アンケート）の割合が9：1であったが、質的評価の項目を増やすとともに、効率化との割合を6：4とする。

（質的項目（中期目標記載事項）の追加）

統計センターは、中期目標を達成する法人であることから、質的評価の項目として中期目標に記載された内容を採用している。具体的には、中期目標に基づき、①製表基準への適応度、②提出期限の遵守、③新たな対応を要する業務への対応、④ICTの積極的な活用、⑤民間委託の積極的な活用の視点を評価項目に追加する。また、「改善への取組・イノベーションに係る評価」として、製表業務に係る改善事例、新規の取組等についても委員が評価を行う。

なお、すべての調査に対して対応が求められる内容を必須項目とし、調査に応じて対応が求められる項目は調整項目としているところ。

（特殊要因等を踏まえた委員評価の追加）

様々な事情を勘案し、委員による評価調整項目（加点部分）を追加する。

（再集計の減点方法の見直し）

評価年度に要因のある自責の再集計のみ減点する。また、減点は質的（基準・期限）項目の評価点と重複しないよう留意する。

3 意見の取り扱いについて

委員から提出があった意見の取り扱いは、分科会長の一任とする。